

2018年7月23日

お客様各位

井本商運株式会社

危険物輸送書類ご提出順守のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社サービスをご利用頂きまして、誠に有難うございます。

さて、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」にて提出義務が定められている危険物明細書類につき、通常より危険物海上輸送時に弊社へご提出を頂いておりますが、安全運航及び法令順守強化の為、改めてここに書類提出の徹底をお願い申し上げます。

敬具

記

【該当貨物】

危険物船舶運送及び貯蔵規則”にて定められる海上輸送危険物

【ご提出書類】

以下の①or②いずれかを弊社のBOOKING担当者まで送付願います。

- ① コンテナ危険物明細書（一般フォーム） + 危険物又は有害物事前連絡表
- ② コンテナ危険物明細書（弊社指定フォーム）

締切：コンテナCY搬入日の前営業日 17:00 まで

※輸入貨物でCY搬入を伴わない場合は、内航船積日の前営業日 17:00 まで

なお、海上輸送上は危険物ではないものの、消防法及び毒物及び劇物取締法に該当する貨物においても書類のご提出をお願いする場合がございます。

上記強化実施については **2018年8月1日以降の弊社内航船積みより開始**いたします。関連書類の不提出及び情報記載漏れのある場合は該当危険物貨物の船積みをお断りする事となりますので何卒ご留意の程宜しくお願い申し上げます。

以上

ご不明な点がございましたら弊社営業担当までお問合せください。

〔営業〕 TEL：078-322-1602/1604

〔弊社HPからのお問い合わせ〕 <http://www.imotoline.co.jp/contact/form.html>